

令和7年度 第2回 里庄町上下水道事業運営審議会



適正な水道料金のあり方について

令和7年 11月 17日 里庄町福祉会館2階 研修室

今回のテーマ

I 前回の振り返り

1 経営環境の変化

給水収益の減少、工事費用の増加

2 経営状況の見通し

純利益の赤字転落

II 財政シミュレーション

1 財政検討条件の設定

2 料金改定した場合

収益的収入、支出および資金残高の推移

III 水道事業の概要

1 水道事業の目的

2 水道事業経営の原則

IV 水道料金体系について

1 料金体系の推移

2 理想的な料金体系

3 水道料金の算定フロー

- ① 総括原価の算定
- ② 総括原価の分解
- ③ 総括原価の配分
- ④ 総括原価の配賦

4 水道料金体系の検討ケース

5 水道料金の比較

V まとめ

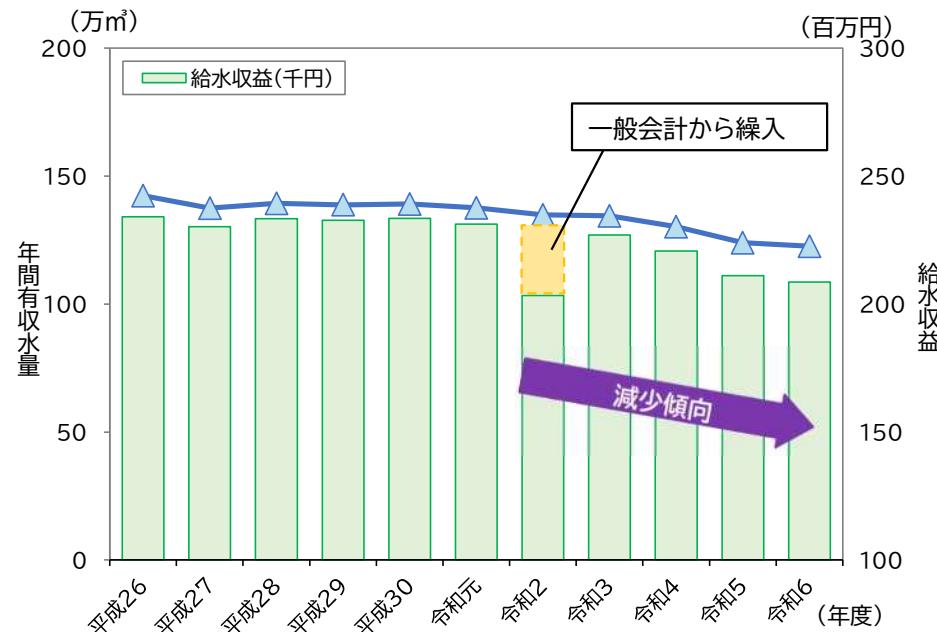
I 前回の振り返り

1 経営環境の変化

- ・ 経営悪化の背景には、人口減少に加え、人件費上昇や物価高の影響があります

給水収益の減少

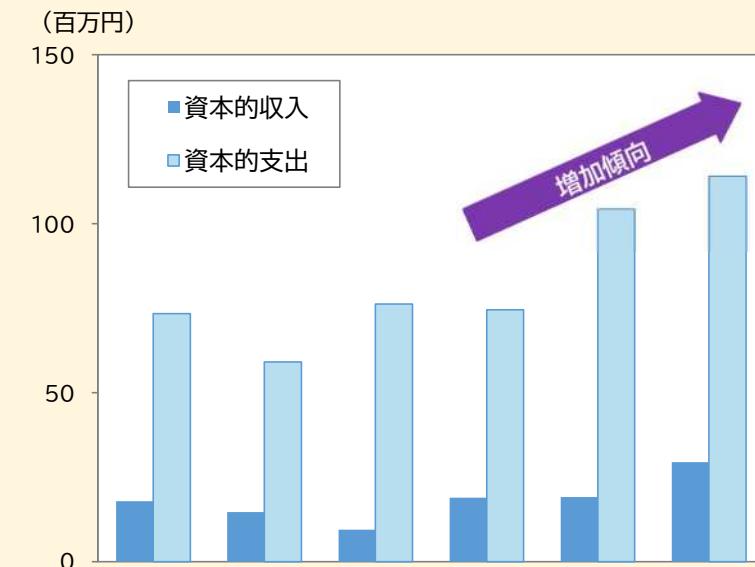
人口減少により、有収水量が減少したため、給水収益も減少傾向が続いています。



※ 令和2年度は新型コロナ対策として令和2年6月請求分から10月請求分の基礎料金3期分を減免をしているため、一般会計から繰入しています。

工事費用の増加

過去の事業量は同等ですが、人件費上昇や物価高の影響により工事費用が1.5倍程度になっています。



	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	(年度)
■ 資本的収入	18	15	9	19	19	30	
■ 資本的支出	73	59	76	74	105	114	

I 前回の振り返り

2 経営状況の見通し

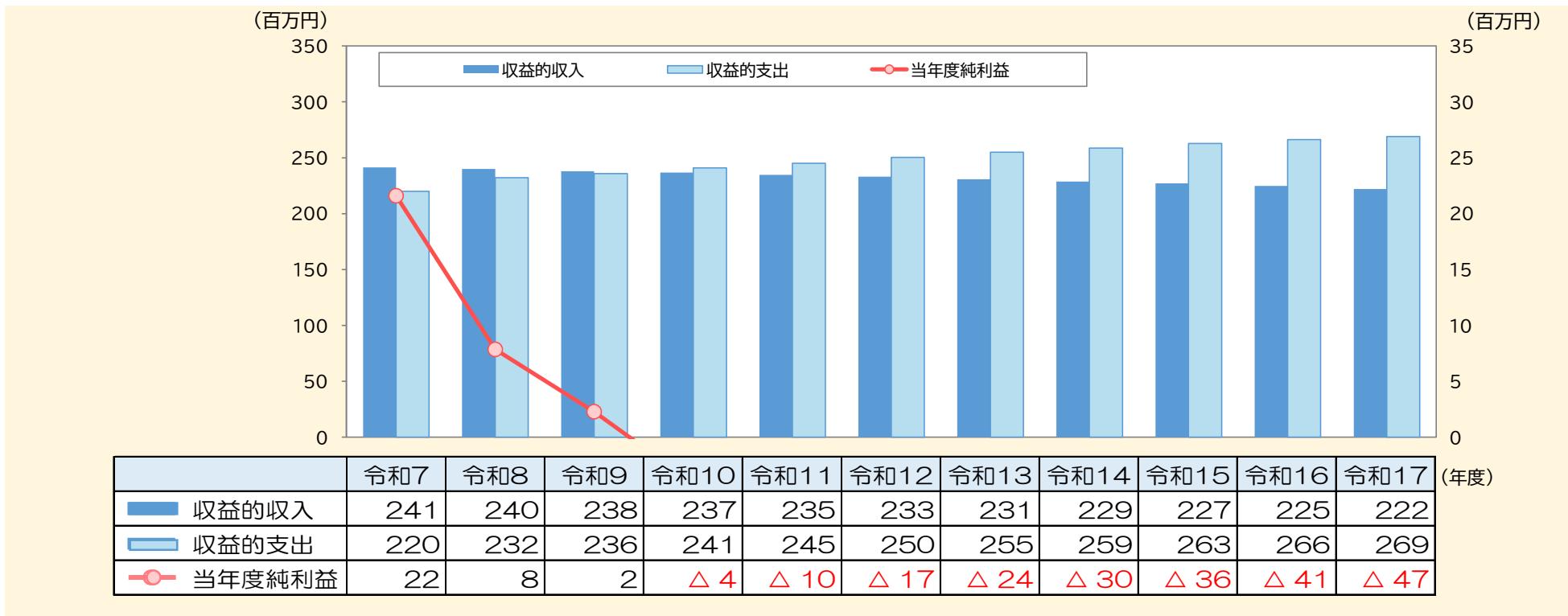
純利益の赤字転落

- 現行の料金体系では、令和10年度には赤字へ転じてしまいます。

人口予測や水需要予測から、現在の料金体系のままでは、今後の水道事業の運営が困難となる見通しとなっています。

さらに、国からは非常に備え、耐震化等の施設整備を進めるよう、要請されています。

これらの状況から、料金改定が必要となっています。



II 財政シミュレーション

1 財政検討条件の設定

財政収支の検討条件として、以下の設定に基づいて将来を見通します。

財政収支の検討期間は、今後40年間とします。

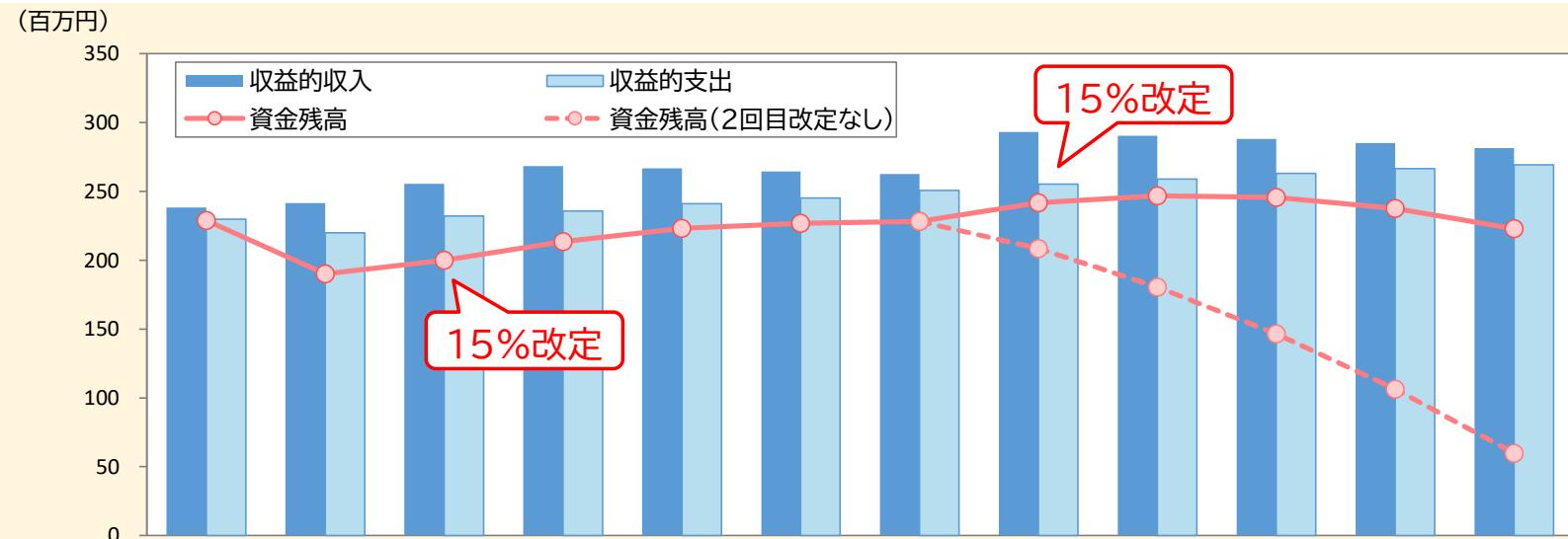
経営維持に必要な事項	①経営継続	単年度の経常収支の黒字化するため、料金改定及び企業債発行を行う。
	②資金残高	災害等の非常時でも経営を維持するために必要な金額2億円を確保する。
財源	③給水収益	将来の水使用量×供給単価で算出する。
	④企業債の発行	将来の投資費用の財源として借り入れる。借り入れた企業債は、30年かけて償還(うち5年据置)し、利率は令和7年10月時点の2.7%を採用する。
	⑤料金改定	初回の料金改定を令和8年10月と設定する。 水道料金の改定は5年ごととする。
	⑥その他の収入	過去5年の実績平均値で将来一律とする。
	⑦建設改良費	今回計画している事業の整備費用と、その後は更新需要を平準化した費用を計上する。
費用	⑧人件費	事業量が増加するため、職員を1名増員する。 人件費は賃金上昇率を見込む。
	⑨減価償却費	既存施設分に、今後の施設整備に伴う費用を加算する。
	⑩支払利息	既存の借入分に、今後発行する企業債の利息を加算する。
	⑪その他の支出	最新の実績値で将来一律とする。 維持管理費は物価上昇率を見込む。

II 財政シミュレーション

2 料金改定した場合

収益的収入、支出および資金残高の推移

- ・ 収益的収入 料金改定により、必要な費用を貯えるだけの収益を確保
- ・ 収益的支出 物価上昇等により増加する予測
- ・ 資金残高 非常時にも事業を継続できる金額 (= 2 億円) を確保できる



	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17
収益的収入	238	241	255	268	267	264	263	293	290	288	285	281
収益的支出	230	220	232	236	241	245	251	255	259	263	267	269
資金残高	229	190	200	213	223	227	228	242	247	246	238	223
資金残高 (2回目改定なし)	-	-	-	-	-	-	-	208	180	146	106	60

III 水道事業の概要

1 水道事業の目的

- ・ 水道事業の目的は、水道法第1条で規定されています。

水道法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、**清潔にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること**を目的とする。

2 水道事業経営の原則

○地方公共団体が経営する地方公営企業

常に経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進することが目的（地方公営企業法第3条）

○独立採算制・受益者負担

経営に要する経費は料金収入を持って充てる。

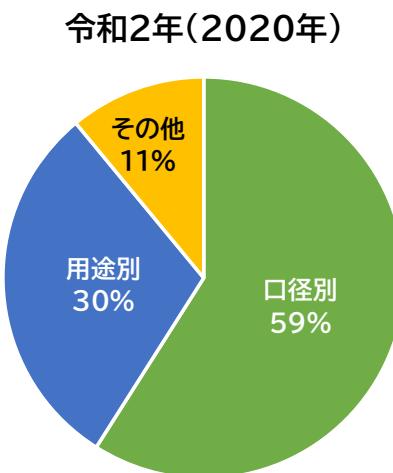
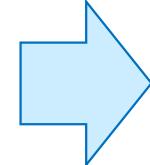
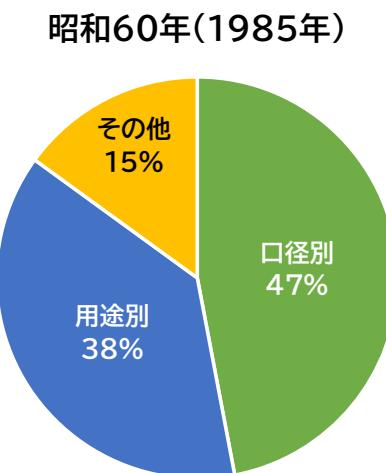
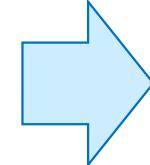
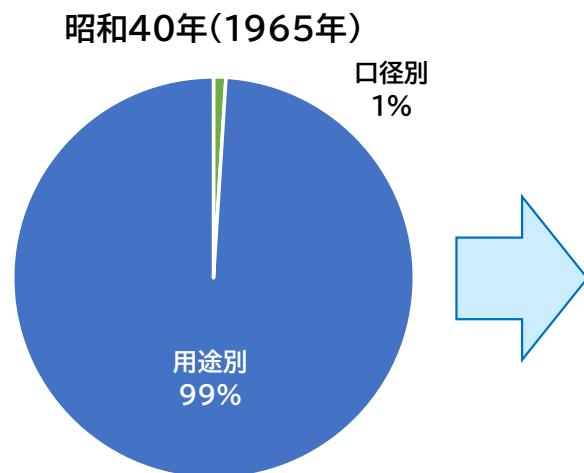
一般会計（税金）による負担は一部のみ（例：消火栓に要する経費）

（地方公営企業法第17条の2第2項）

IV 水道料金体系について

1 料金体系の推移

用途別料金体系は区分が明確でなく、客観性に欠けるため、時代とともに口径別料金体系の採用が増えています。



約99%が用途別を採用

過半数が口径別を採用

IV 水道料金体系について

2 理想的な料金体系

水道料金算定要領※1では、料金体系について、以下に言及されています。

- 公平性の観点から、口径別料金体系を推奨
- 従量料金は均一料金制※2が原則
- 生活用への配慮のような福祉的施策は一般行政で行うべきであり、水道事業では配慮のために大口時使用者へ負担を強いる運用は避けるべきである

里庄町の現行の水道料金体系を、右に示します。

- 水道料金は、口径ごとに基礎料金と使用に応じた従量料金の合計額に消費税相当額を足して計算します。
- 水道料金は、2か月ごとに請求しています。
- 特別用の1種は期間限定で臨時に使用する場合、2種は訓練などで消火栓を使用する場合の料金です。
(消火用は無料)

[算定要領が示す理想的な料金体系]

	里庄町(現行)	算定要領の推奨
メーター使用料	(基礎料金に含む)	(基本料金に含む)
基礎料金	口径別に設定	口径別に設定
基本水量	付与しない	付与しない
従量料金	13~25mmのみ 区画別料金制	均一料金制※2

[現行の水道料金表1か月分、税抜き]

種類及び口径		基礎料金	従量料金 1m ³ につき	
一般用	13mm	800円	1~10m ³ 迄 75円	10m ³ を超えるもの 160円
	20mm	1,000円		
	25mm	1,200円		
	40mm	2,400円		
	50mm	4,000円		160円
	75mm	10,000円		
	100mm	18,000円		
	1種	1,500円		180円
特別用	2種	—		200円

※1 水道料金算定要領は、日本水道協会が公表している、全国的な算定基準として、水道料金の考え方と具体的な算定方法をとりまとめた指針

※2 均一料金制とは、使用用途や使用水量にかかわらず、単価が均一である料金制度

IV 水道料金体系について

3 水道料金の算定フロー

①総括原価の算定

水道料金で賄わなければならぬ費用を集計します。

②総括原価の分解

集計した総括原価を経費の特性ごとに、需要家の存在により発生する**需要家費**、水道施設維持のための**固定費**、給水量に比例する**変動費**に分解する。

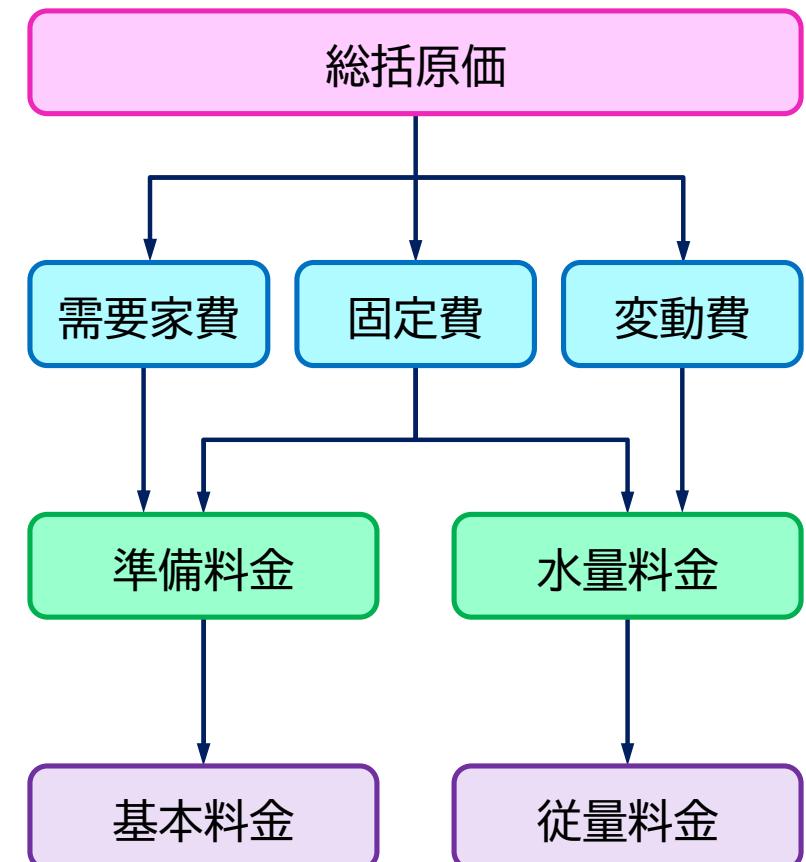
③総括原価の配分

分解した経費を、給水準備に必要な費用（＝準備料金）と、使用水量に対応する費用（＝水量料金）に配分します。

④総括原価の配賦

準備料金を基本料金で、水量料金を従量料金で確保できる料金体系表（案）を作成します。

- ・ 水道料金算定要領に基づいて、水道料金を算定します。



IV 水道料金体系について

① 総括原価の算定

- ・ 水道料金算定期間において、水道料金を算定します。

総括原価

・・・ 料金算定期間において、水道料金で回収すべき原価
〔 R 8. 10月～R 12年度 〕

営業費用



資本費用



控除収入

水道施設の維持管理に
必要な費用

〔
維持管理費
減価償却費 等
〕

事業報酬

〔
支払利息
資産維持費※
〕

水道料金以外の収益

〔
受託工事収益
営業外収益 等
〕

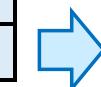
※ 資産維持費 … 水道施設の計画的な更新などの自己財源として内部に留保すべき額

IV 水道料金体系について

① 総括原価の算定

項目			R8(後半)	R9	R10	R11	R12	合計		
営業費用 ①	維持管理費	原浄水部門費	60,722	120,039	119,037	117,635	116,532	533,965		
		配給水部門費	10,455	21,379	21,876	22,396	22,913	99,019		
		一般管理 業務部門 費	検針・集金関係費	7,821	15,729	15,827	15,931	16,035		
		量水器関係費	767	1,545	1,555	1,567	1,579	7,013		
		その他管理業務費	581	1,336	1,537	1,751	1,965	7,170		
	減価償却費		29,077	60,538	63,826	66,493	70,020	289,954		
	資産減耗費		1,515	3,030	3,030	3,030	3,030	13,635		
	①小計		110,938	223,596	226,688	228,803	232,073	1,022,098		
資本費用 ②	支払利息		0	1,963	4,118	6,273	8,467	20,821		
	資産維持費		3,860	7,720	7,720	7,720	7,720	34,740		
	②小計		3,860	9,683	11,838	13,993	16,187	55,561		
控除項目 ③			4,705	9,406	9,406	9,406	9,406	42,329		
総括原価 ①+②-③			110,093	223,873	229,120	233,390	238,854	1,035,330		

注)長期前受金戻入については控除項目に含めていない。



総括原価
10.4億円

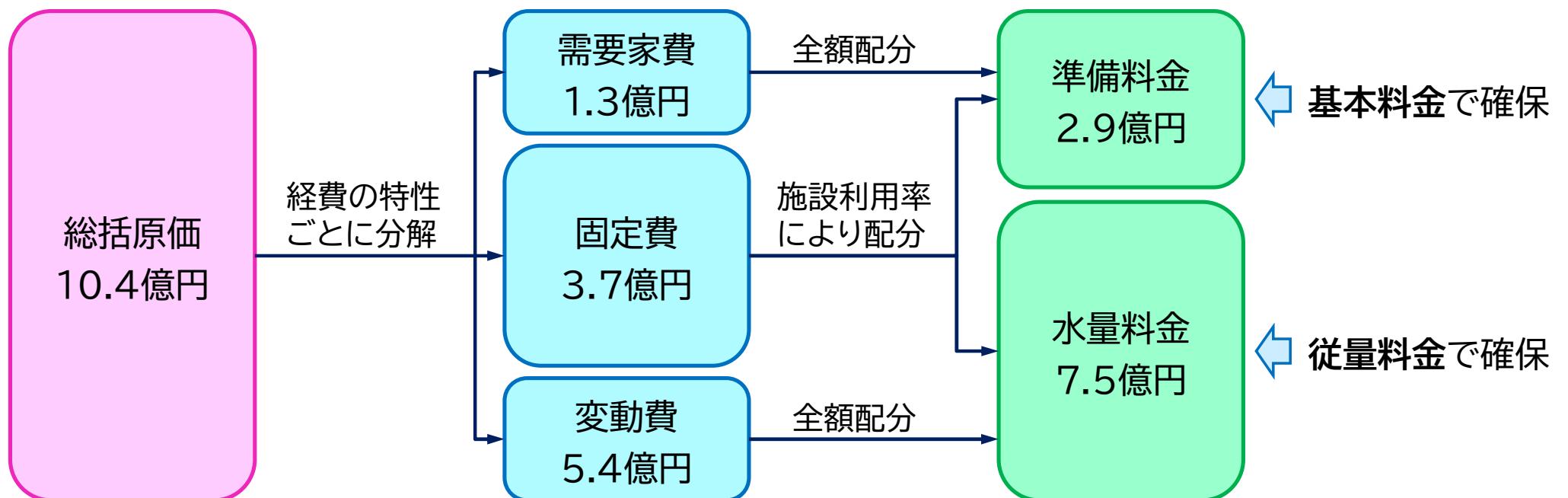
IV 水道料金体系について

② 総括原価の分解

- 算定した総括原価を水道料金算定要領に基づき、経費の特性ごとに、需要家費、固定費、変動費に分解します。

③ 総括原価の配分

- 分解した需要家費、固定費、変動費は、準備料金と水量料金に配分します。
- 配分された準備料金と水量料金は、それぞれ基本料金・従量料金で確保します。



IV 水道料金体系について

④ 総括原価の配賦

- 考え方の基礎となる水道料金算定要領では、準備料金および水量料金を原則、対象ごとに配賦します。

分類	対象	配賦方法
準備料金	① 需要家費のうち、検針・集金関係費	調定件数で除して1件1か月あたりの金額を均等に配賦
	② 需要家費のうち、量水器関係費	口径別の量水器購入価格に応じて、各口径に配賦
	③ 準備料金に配分された固定費	理論流量比に需要実態を考慮した補正係数を乗じて求めた比率に応じて、各口径に配賦
水量料金	水量料金に配分された固定費及び変動費	有収水量に対し、均等に配賦

図表 2-53 理論流量比、年間使用水量比、断面積比、算定要領配賦例の流量比

口径	理論流量比 ①	年間使用水量比 【全国平均】 ②	断面積比 ③	算定要領配賦例の流量比	
				需要実態を考慮した補正係数 ④	①×④
13mm	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
20mm	3.10	1.16	2.37	0.81	2.51
25mm	5.58	2.34	3.70	0.72	4.02
30mm	9.02	6.64	5.33	0.66	5.95
40mm	19.22	11.54	9.47	0.57	10.96
50mm	34.56	26.06	14.79	0.51	17.83
75mm	100.40	60.34	33.28	0.42	42.17
100mm	213.96	147.02	59.17	0.36	77.03
150mm	621.51	373.98	133.14	0.29	180.24
200mm	1,324.46	—	236.69	0.25	331.12

注)理論流量比は、各口径別の理論流量(ウイリアム・ヘーゼンの公式:管水路の平均流速公式の一つ)を水道サービス供給の基準となる口径 13mm の理論流量と対比したもの。年間使用水量比は、平成 25 年度水道統計より、口径別件数と使用水量より算定。

出典:水道料金改定業務の手引き(平成29年3月、日本水道協会)

IV 水道料金体系について

4 水道料金体系の検討ケース

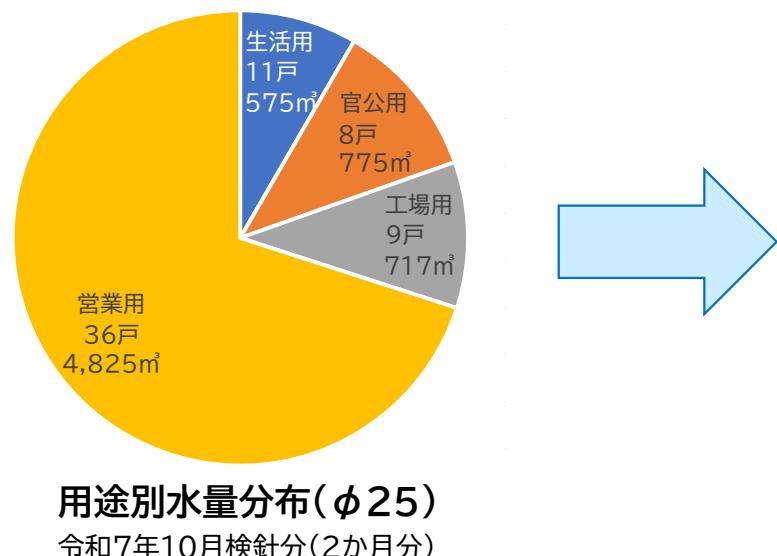
- 現行の料金体系を維持したケース（1）と、算定要領に基づいて設定したケース（3）、現行から理想的体系に向かって一部変更したケース（2）を設定し、料金体系案を比較します。

	ケース(1) 現行料金体系を維持	ケース(2) 25mmの区画別料金を廃止	ケース(3) 算定要領の推奨																																																				
基礎料金 (メーター料金を含む)	口径別に設定	口径別に設定	口径別に設定																																																				
基本水量	付与しない	付与しない	付与しない																																																				
従量料金	区画別料金制 (口径13~25mmの負担軽減)	区画別料金制 (口径13~20mmの負担軽減)	均一料金制																																																				
料金体系 (税抜)	(1か月分、税抜) <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th><th>基礎料金</th><th>従量料金 (10m³/月以下)</th><th>従量料金 (11m³/月以上)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td><td>900円</td><td rowspan="6">80円</td><td rowspan="6">180円</td></tr> <tr> <td>20mm</td><td>1,400円</td></tr> <tr> <td>25mm</td><td>1,900円</td></tr> <tr> <td>40mm</td><td>4,400円</td></tr> <tr> <td>50mm</td><td>9,400円</td></tr> <tr> <td>75mm</td><td>17,600円</td></tr> </tbody> </table>	口径	基礎料金	従量料金 (10m ³ /月以下)	従量料金 (11m ³ /月以上)	13mm	900円	80円	180円	20mm	1,400円	25mm	1,900円	40mm	4,400円	50mm	9,400円	75mm	17,600円	(1か月分、税抜) <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th><th>基礎料金</th><th>従量料金 (10m³/月以下)</th><th>従量料金 (11m³/月以上)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td><td>900円</td><td rowspan="6">80円</td><td rowspan="6">175円</td></tr> <tr> <td>20mm</td><td>1,400円</td></tr> <tr> <td>25mm</td><td>1,900円</td></tr> <tr> <td>40mm</td><td>4,400円</td></tr> <tr> <td>50mm</td><td>9,400円</td></tr> <tr> <td>75mm</td><td>17,600円</td></tr> </tbody> </table>	口径	基礎料金	従量料金 (10m ³ /月以下)	従量料金 (11m ³ /月以上)	13mm	900円	80円	175円	20mm	1,400円	25mm	1,900円	40mm	4,400円	50mm	9,400円	75mm	17,600円	(1か月分、税抜) <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th><th>基礎料金</th><th>従量料金 (1m³あたり料金)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td><td>900円</td><td rowspan="6">145円</td></tr> <tr> <td>20mm</td><td>1,400円</td></tr> <tr> <td>25mm</td><td>1,900円</td></tr> <tr> <td>40mm</td><td>4,400円</td></tr> <tr> <td>50mm</td><td>9,400円</td></tr> <tr> <td>75mm</td><td>17,600円</td></tr> </tbody> </table>	口径	基礎料金	従量料金 (1m ³ あたり料金)	13mm	900円	145円	20mm	1,400円	25mm	1,900円	40mm	4,400円	50mm	9,400円	75mm	17,600円
口径	基礎料金	従量料金 (10m ³ /月以下)	従量料金 (11m ³ /月以上)																																																				
13mm	900円	80円	180円																																																				
20mm	1,400円																																																						
25mm	1,900円																																																						
40mm	4,400円																																																						
50mm	9,400円																																																						
75mm	17,600円																																																						
口径	基礎料金	従量料金 (10m ³ /月以下)	従量料金 (11m ³ /月以上)																																																				
13mm	900円	80円	175円																																																				
20mm	1,400円																																																						
25mm	1,900円																																																						
40mm	4,400円																																																						
50mm	9,400円																																																						
75mm	17,600円																																																						
口径	基礎料金	従量料金 (1m ³ あたり料金)																																																					
13mm	900円	145円																																																					
20mm	1,400円																																																						
25mm	1,900円																																																						
40mm	4,400円																																																						
50mm	9,400円																																																						
75mm	17,600円																																																						

IV 水道料金体系について

ケース(2)：現行から理想に向かって一部変更した料金体系

- ・ 現行の料金体系では、生活用使用者に対する配慮として、口径 $\phi 13 \sim 25\text{mm}$ に区画別料金制を導入している。
- ・ 現在の $\phi 25\text{mm}$ の用途別使用水量を確認すると、生活用で月に 10m^3 以下の使用者は2戸しかおらず、いずれも社会情勢の変化により営業用から生活用へ変更したものである。
- ・ 一方、生活用で月に 10m^3 以下の使用者は、 $\phi 13$ では1,031戸、 $\phi 20$ では542戸であり、これらを比較すると $\phi 25\text{mm}$ の生活用使用者への配慮とは言い難い状況となっている。



- ・ 「水道料金算定要領」に基づく料金制に一步近づくことができる。
- ・ $\phi 25\text{mm}$ の区画別料金を廃止することにより、他の口径の改定率を抑えることができる。

口径 $\phi 25\text{mm}$ の区画別料金制を廃止したい

IV 水道料金体系について

ケース(1)：現行料金体系を維持した料金体系

・料金体系

(1か月分、税抜)			
口径	基礎料金	従量料金 (10m ³ /月以下)	従量料金 (11m ³ /月以上)
13mm	900円		
20mm	1,400円		
25mm	1,900円		
40mm	4,400円		
50mm	9,400円		
75mm	17,600円		

<参考:現行料金体系>

(1か月分、税抜)

口径	基礎料金	従量料金 (10m ³ /月以下)	従量料金 (11m ³ /月以上)
13mm	800円		
20mm	1,000円		
25mm	1,200円		
40mm	2,400円		
50mm	4,000円		
75mm	10,000円		

・使用水量と料金及び改定率の関係

13 mm

使用水量	改定前	改定後	増加額	改定率
10 m ³	1,550 円	1,700 円	150 円	9.7 %
20 m ³	3,150 円	3,500 円	350 円	11.1 %
30 m ³	4,750 円	5,300 円	550 円	11.6 %
40 m ³	6,350 円	7,100 円	750 円	11.8 %

20 mm

使用水量	改定前	改定後	増加額	改定率
10 m ³	1,750 円	2,200 円	450 円	25.7 %
20 m ³	3,350 円	4,000 円	650 円	19.4 %
30 m ³	4,950 円	5,800 円	850 円	17.2 %
40 m ³	6,550 円	7,600 円	1,050 円	16.0 %

25 mm

使用水量	改定前	改定後	増加額	改定率
10 m ³	1,950 円	2,700 円	750 円	38.5 %
20 m ³	3,550 円	4,500 円	950 円	26.8 %
30 m ³	5,150 円	6,300 円	1,150 円	22.3 %
40 m ³	6,750 円	8,100 円	1,350 円	20.0 %

40 mm

40 mm

使用水量	改定前	改定後	増加額	改定率
10 m ³	4,000 円	6,200 円	2,200 円	55.0 %
20 m ³	5,600 円	8,000 円	2,400 円	42.9 %
30 m ³	7,200 円	9,800 円	2,600 円	36.1 %
40 m ³	8,800 円	11,600 円	2,800 円	31.8 %

50 mm

使用水量	改定前	改定後	増加額	改定率
10 m ³	5,600 円	11,200 円	5,600 円	100.0 %
20 m ³	7,200 円	13,000 円	5,800 円	80.6 %
30 m ³	8,800 円	14,800 円	6,000 円	68.2 %
40 m ³	10,400 円	16,600 円	6,200 円	59.6 %

75 mm

使用水量	改定前	改定後	増加額	改定率
10 m ³	11,600 円	19,400 円	7,800 円	67.2 %
20 m ³	13,200 円	21,200 円	8,000 円	60.6 %
30 m ³	14,800 円	23,000 円	8,200 円	55.4 %
40 m ³	16,400 円	24,800 円	8,400 円	51.2 %

IV 水道料金体系について

ケース(2)：現行から理想に向かって一部変更した料金体系

・料金体系

(1か月分、税抜)			
口径	基礎料金	従量料金 (10m ³ /月以下)	従量料金 (11m ³ /月以上)
13mm	900円		
20mm	1,400円	80円	175円
25mm	1,900円		
40mm	4,400円		
50mm	9,400円		
75mm	17,600円		

(1か月分、税抜)			
口径	基礎料金	従量料金 (10m ³ /月以下)	従量料金 (11m ³ /月以上)
13mm	800円		
20mm	1,000円	75円	160円
25mm	1,200円		
40mm	2,400円		
50mm	4,000円		
75mm	10,000円		

・使用水量と料金及び改定率の関係

13 mm				
使用水量	改定前	改定後	増加額	改定率
10 m ³	1,550 円	1,700 円	150 円	9.7 %
20 m ³	3,150 円	3,450 円	300 円	9.5 %
30 m ³	4,750 円	5,200 円	450 円	9.5 %
40 m ³	6,350 円	6,950 円	600 円	9.4 %

40 mm				
使用水量	改定前	改定後	増加額	改定率
10 m ³	4,000 円	6,150 円	2,150 円	53.8 %
20 m ³	5,600 円	7,900 円	2,300 円	41.1 %
30 m ³	7,200 円	9,650 円	2,450 円	34.0 %
40 m ³	8,800 円	11,400 円	2,600 円	29.5 %

20 mm				
使用水量	改定前	改定後	増加額	改定率
10 m ³	1,750 円	2,200 円	450 円	25.7 %
20 m ³	3,350 円	3,950 円	600 円	17.9 %
30 m ³	4,950 円	5,700 円	750 円	15.2 %
40 m ³	6,550 円	7,450 円	900 円	13.7 %

50 mm				
使用水量	改定前	改定後	増加額	改定率
10 m ³	5,600 円	11,150 円	5,550 円	99.1 %
20 m ³	7,200 円	12,900 円	5,700 円	79.2 %
30 m ³	8,800 円	14,650 円	5,850 円	66.5 %
40 m ³	10,400 円	16,400 円	6,000 円	57.7 %

25 mm				
使用水量	改定前	改定後	増加額	改定率
10 m ³	1,950 円	3,650 円	1,700 円	87.2 %
20 m ³	3,550 円	5,400 円	1,850 円	52.1 %
30 m ³	5,150 円	7,150 円	2,000 円	38.8 %
40 m ³	6,750 円	8,900 円	2,150 円	31.9 %

75 mm				
使用水量	改定前	改定後	増加額	改定率
10 m ³	11,600 円	19,350 円	7,750 円	66.8 %
20 m ³	13,200 円	21,100 円	7,900 円	59.8 %
30 m ³	14,800 円	22,850 円	8,050 円	54.4 %
40 m ³	16,400 円	24,600 円	8,200 円	50.0 %

IV 水道料金体系について

ケース(3)：水道料金算定要領に基づいて算出した料金体系

- ・料金体系
 - ・使用水量と料金及び改定率の関係

口径	基礎料金	従量料金 (1m ³ あたり料金)
13mm	900円	
20mm	1,400円	
25mm	1,900円	
40mm	4,400円	145円
50mm	9,400円	
75mm	17,600円	

＜参考:現行料金体系＞

口径	基礎料金	従量料金 (10m ³ /月以下)	従量料金 (11m ³ /月以上)
13mm	800円		
20mm	1,000円		
25mm	1,200円		
40mm	2,400円		
50mm	4,000円		160円
75mm	10,000円		

1.3 mm				
使用水量	改定前	改定後	増加額	改定率
10m ³	1,550 円	2,350 円	800 円	51.6 %
20m ³	3,150 円	3,800 円	650 円	20.6 %
30m ³	4,750 円	5,250 円	500 円	10.5 %
40m ³	6,350 円	6,700 円	350 円	5.5 %

20mm				
使用水量	改定前	改定後	増加額	改定率
10m ³	1,750 円	2,850 円	1,100 円	62.9 %
20m ³	3,350 円	4,300 円	950 円	28.4 %
30m ³	4,950 円	5,750 円	800 円	16.2 %
40m ³	6,550 円	7,200 円	650 円	9.9 %

25mm				
使用水量	改定前	改定後	増加額	改定率
10m ³	1,950 円	3,350 円	1,400 円	71.8 %
20m ³	3,550 円	4,800 円	1,250 円	35.2 %
30m ³	5,150 円	6,250 円	1,100 円	21.4 %
40m ³	6,750 円	7,700 円	950 円	14.1 %

40mm				
使用水量	改定前	改定後	増加額	改定率
10m ³	4,000 円	5,850 円	1,850 円	46.3 %
20m ³	5,600 円	7,300 円	1,700 円	30.4 %
30m ³	7,200 円	8,750 円	1,550 円	21.5 %
40m ³	8,800 円	10,200 円	1,400 円	15.9 %

50mm				
使用水量	改定前	改定後	増加額	改定率
10m ³	5,600 円	10,850 円	5,250 円	93.8 %
20m ³	7,200 円	12,300 円	5,100 円	70.8 %
30m ³	8,800 円	13,750 円	4,950 円	56.3 %
40m ³	10,400 円	15,200 円	4,800 円	46.2 %

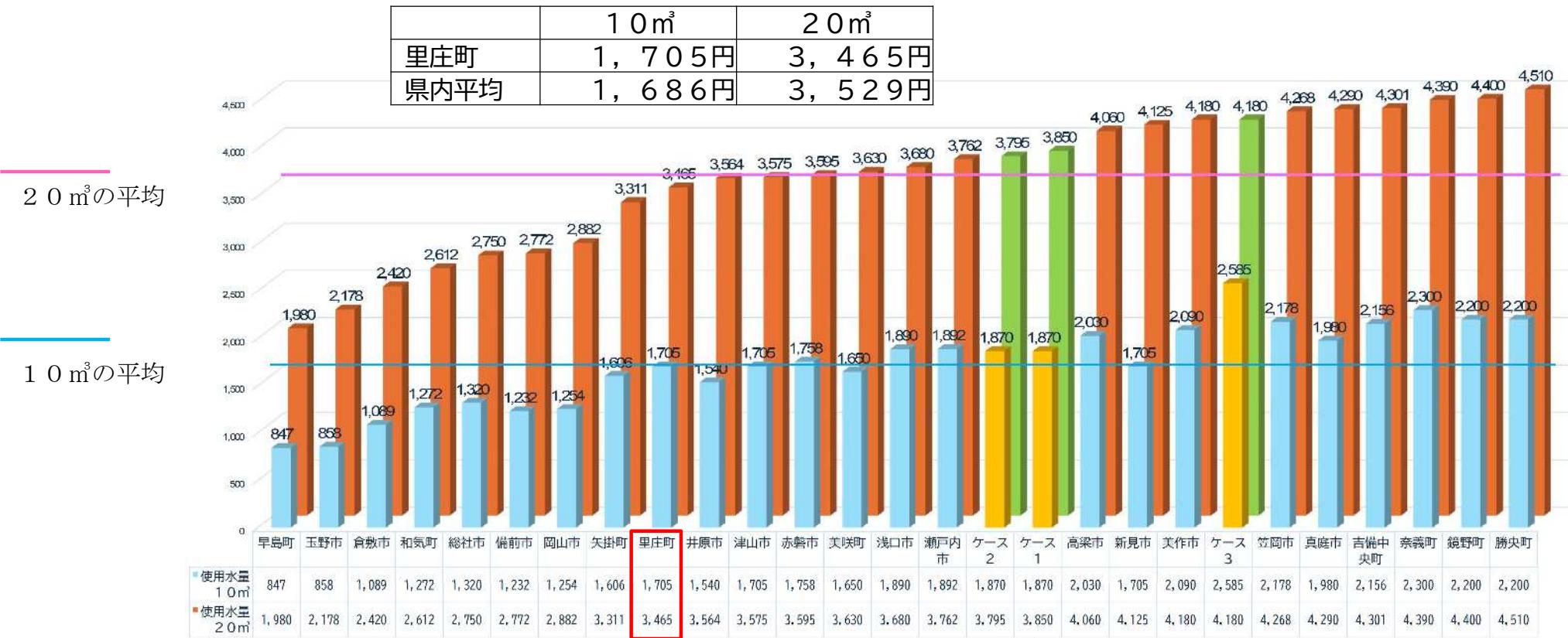
75mm				
使用水量	改定前	改定後	増加額	改定率
10m ³	11,600円	19,050円	7,450円	64.2%
20m ³	13,200円	20,500円	7,300円	55.3%
30m ³	14,800円	21,950円	7,150円	48.3%
40m ³	16,400円	23,400円	7,000円	42.7%

IV 水道料金体系について

5 水道料金の比較

水道料金比較／岡山県内

[口径13ミリ、一般家庭（1か月分、税込み額）令和7年4月現在]



※ 簡易水道を除く

▽ まとめ

- ・ 水道事業を継続するためには、最低15%の料金改定が必要である。
- ・ 現在と状況が変わらなければ、今回料金改定をした5年後に、再度料金改定しないと資金残高を確保できない。
- ・ 水道料金の改定は「水道料金算定要領」を用いて行う。
- ・ 料金改定案を3案作成した。事務局としては、「水道料金算定要領」に基づく従量料金は均一料金制であるが、生活用使用者の料金の上がり幅を考慮すると、当面は現在の区画別料金制を継続し、次の改定時に均一料金制の導入を検討することとしたい。ただし、 $\phi 25\text{ mm}$ については、生活用使用者が少数であるため、区画別料金制を廃止としたい。よって、今回の改定はケース（2）で行い、今後の改定でケース（3）の従量料金を均一料金制に変えていく方向で提案する。